平成２１年（再）第２３２号
埼玉県さいたま市見沼区春岡３丁目22番地３
再生債務者　横川　　功
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年５月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第２号
石川県七尾市和倉町ヨ、96番地
再生債務者　株式会社ホテルたなか
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年６月２日　　金沢地方裁判所

再生手続廃止

平成２１年（再）第２号
佐賀県鹿島市大字井手1465番地
再生債務者　吉田　正明
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　決議に付するに足りる再生計画案の作成の見込みがない。
平成22年６月３日　佐賀地方裁判所武雄支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２２年（再）第８号
静岡県静岡市清水区真砂町４番24号
再生債務者　株式会社ジーエル
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区日本橋小伝馬町14番５号メローナ日本橋703号　戸崎法律事務所
弁護士　戸崎　　透
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第４号
愛知県犬山市上坂町１丁目34番地
再生債務者　ケイアイ給食センター株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　名古屋市中区丸の内３丁目21番23号　夢現丸の内ビル３階　あかね法律事務所
弁護士　元松　　茂
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成22年６月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２５号
千葉市花見川区千種町333番地１　千葉北ダイヤモンドマンション501号
再生債務者　町山　由希
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月６日から平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第１５５号
千葉県船橋市海神町南１丁目1646番地１コスモ西船橋Ⅱ―209号
再生債務者　田籠　大輔
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月６日から平成22年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第５７号
兵庫県尼崎市武庫川町２丁目38番地の３シャルムメゾン武庫川403
再生債務者　椛島　里美
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月29日から平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再イ）第５８号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番１―503号
再生債務者　石井　克幸
１　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成22年６月29日から平成22年７月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再イ）第１６２号
千葉市中央区本町２丁目９番４号
再生債務者　山崎　徳久
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月７日から平成22年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再ロ）第３号
千葉県八千代市大和田新田67番地１　ハイホーム八千代緑が丘108号
再生債務者　萩野　悦子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月７日から平成22年７月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第３１９号
埼玉県上尾市仲町２丁目12番22号
再生債務者　小川　秀樹
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月８日から平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第７５号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端４丁目３番16号
再生債務者　大元　　弘
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月８日から平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第７９号
さいたま市見沼区大字南中丸786番地３
再生債務者　楠山　　毅
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月８日から平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１２５号
さいたま市北区宮原町３丁目602番地　707号
再生債務者　芹澤　雅美
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月８日から平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１２７号
さいたま市見沼区大字風渡野337番地２　207号室
再生債務者　山本　正道
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月８日から平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１４８号
埼玉県川口市並木１丁目18番41―306号　セントポール川口
再生債務者　千葉正太郎
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月８日から平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第４９号
埼玉県越谷市北越谷２丁目30番17号　アーベントハイム北越谷105号
再生債務者　鈴木　和晃
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年６月24日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月８日から平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係